8　協議の結果に関する報告は、要請を受ける締約国と協議の上、要請を行う締約国が作成する。要請を行う締約国の連絡部局は、規制に関する協力に関する専門委員会に対し、その検討のために当該報告を送付する。

9　2に規定する要請については、関連する専門委員会の段階において満足すべき解決が得られない場合にも提出することができるものとし、また、第二十一章の規定又は他の適用可能な協定の紛争解決手続に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

10　2に規定する要請については、要請を受ける締約国に対して特定の規制の結果をもたらすことを要求してはならず、また、規制措置の採用を遅滞させるものであってはならない。

第B節　動物の福祉

第十八・十七条　動物の福祉

1　両締約国は、それぞれの法令に関する相互理解の向上を目的として、飼養された動物に焦点を当てた動物の福祉に関する事項につき、相互の利益のために協力する。

2　このため、両締約国は、この条の規定に従って取り扱う動物の優先順位及び区分を定める作業計画を相互の同意によって採用することができるものとし、また、動物の福祉の分野における情報、専門知識及び経験を交換するため、並びに一層の協力を促進する可能性を探求するため、動物の福祉に関する技術作業部会を設置することができる。

第C節　最終規定

第十八・十八条　第A節の規定の適用

1　第A節の規定は、前節及び第八章第E節第五款に定める金融規制に関する協力については、適用しない。

2　第十八・三条の規定にかかわらず、この協定の他の章のいかなる規定も、その適用に必要な範囲内で、第A節の規定に優先する。

第十八・十九条　紛争解決

この章の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならない。

第十九章　農業分野における協力

第十九・一条　目的

両締約国は、農産品（注）及び食品の両締約国間の貿易を促進することが相互の利益となることを認識し、並びに持続可能な農業に関する協力（農村の振興並びに欧州連合及び日本国に所在する消費者に対して安全で質の高い食品を提供するための技術的な情報及び最良の慣行の交換を含む。）の促進を目指すものとする。

注　この章の規定の適用上、「農産品」には、林産物及び水産物を含まない。

第十九・二条　適用範囲

1　両締約国は、それぞれの法令に従い、前条に定める分野において協力する。両締約国は、双方の関係する集団、団体、権限のある当局及び他の組織の間の協力を奨励し、及び円滑にする。

2　1に規定する協力の範囲は、次のとおりとする。

(a)　農産品及び食品の貿易の促進（関係規則についての対話を含む。）

(b)　農業経営、生産性及び競争力を向上させるための協力（持続可能な農業に関する最良の慣行の交換並びに技術及びイノベーションの利用を含む。）

(c)　農業及び食品の生産及び技術に関する協力

(d)　農産品の品質に係る政策（地理的表示に関するもの（注）を含む。）に関する協力（ただし、当該協力が第二十二・三条の規定に基づいて設置される知的財産に関する専門委員会の任務であって地理的表示に関連するものと重複しないことを条件とする。）

注　この章の規定の適用上、地理的表示に関する「農産品の品質に係る政策」とは、農産品の品質に係る政策であって第十四・二十二条の規定の対象となる産品についての地理的表示に関するものをいう。

(e)　農村の振興を促進するための協力及び最良の慣行の交換（生産者及び若手農業者を農村地域にとどめることを目的とする政策を含む。）

(f)　前条の規定の対象となる両締約国が合意する他の事項についての協議

第十九・三条　ビジネス環境の整備のための協力

1　一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のための農業及び食品の分野におけるビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる。

2　両締約国は、ビジネス環境を一層整備するため、それぞれの法令に従い、双方の公の当局並びに農業分野及び食品分野におけるそれぞれの代表者の間の協力を促進する。

第十九・四条　情報の要請

一方の締約国は、農業又は食品に関連する措置に関する情報及び説明の要請を他方の締約国に提出することができる。要請を受ける締約国は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、できる限り速やかに、遅くとも要請を受領した後六十日以内に、要請を行う締約国の要請に関する情報を書面により提供する。

第十九・五条　農業分野における協力に関する専門委員会

1　第二十二・三条の規定に基づいて設置される農業分野における協力に関する専門委員会（以下この章において「専門委員会」という。）は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2　専門委員会は、次の任務を有する。

(a)　この章の規定の実施及び運用を確保し、並びにこれらについて検討すること。

(b) (c)　この章の規定に関連する問題について討議すること。合同委員会に対して専門委員会の所見を報告すること。

(d)　両締約国の民間部門の間の協力であってこの章の規定の目的に寄与するものを円滑にすること。

(e)　合同委員会が第二十二・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

3　専門委員会は、その手続規則及びこの章に規定する協力の詳細を採択する。

4　専門委員会は、欧州委員会及び日本国政府以外の関係する団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものをコンセンサス方式によって招請することができる。

第十九・六条　連絡部局及び連絡

1　一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この章の規定に関連する事項についての両締約国間の連絡を円滑にするために少なくとも一の連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

2　一方の締約国に所在する関係する団体であって、欧州委員会及び日本国政府以外のものが提起するこの章の規定に関連する要請は、一方の締約国のこの条に規定する連絡部局が他方の締約国のこの条に規定する連絡部局に対し合理的な期間内に通報する。

3　この章に規定する連絡については、英語により行う。

第十九・七条　他の章との関係

1　この章の規定は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第二章、第六章、第七章又は第十四章の規定の対象となる事項については、適用しない。

2　この章のいかなる規定も、第二章、第六章、第七章及び第十四章の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十九・八条　紛争解決

この章の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならない。